

(新) 廃棄物処理施設災害復旧費補助 (公共) <復旧・復興>

※東日本大震災復興特別会計 (仮称) (復興庁計上) 3, 946百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧並びに応急復旧を地方公共団体等が行うために要する経費の一部を補助するもの。

2. 事業計画 (業務内容)

東日本大震災により被災した一般廃棄物処理施設、浄化槽 (市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設復旧事業に要する費用に対し補助率を嵩上げて国庫補助を行う。(補助率: 1/2、8/10~9/10)

3. 施策の効果

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧のために必要な経費の一部を補助することにより、施設の早期復旧及び廃棄物の円滑な処理が図られる。

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設
国庫補助率	<p>1/2 (交付要綱)</p>	<p>8/10 (阪神淡路大震災財特法)</p>	<p>特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20/100以下の部分・・・80/100 ・20/100を超える部分・・・90/100 (東日本大震災財特法) <p>その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)</p>
地方財政措置	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について交付税措置</p> <p>※元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)</p>	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置</p>	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置</p>



通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。